

公益財団法人国際通貨研究所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際通貨研究所（英文名 INSTITUTE FOR INTERNATIONAL MONETARY AFFAIRS 略称「IIMA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際通貨、国際金融をめぐる諸問題に関して、調査研究分析を行い、関連する国際的諸課題について内外での意見交流を推進し、関係機関、政策当事者及び学界等に政策提言を行い、又それらに関する研究、その他の事業を助成するとともに、我が国経済、社会の現状及び展望について啓蒙し、もって我が国及び世界の金融経済社会の安定と発展に寄与し、我が国と諸外国の相互理解を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国際社会における経済、金融及び通貨の諸問題に関するマクロ的調査研究

(2) 前号に関連して国際間資金移動、為替相場、円の国際化及び途上国の市場経済化等のテーマ別調査研究

(3) 前2号に関する内外関係当局及び機関団体（以下「当該団体」という）との情報交換、共同研究並びに当該団体からの調査研究の受託並びに当該団体が行う研究その他の事業の助成

(4) 調査研究成果の発表及び政策提言並びに我が国の現状及び展望についての海外への普及のためのセミナー、フォーラム及び講演会等の開催

(5) 調査研究成果の公表、政策提言の普及並びに我が国の現状及び展望につ

いての海外への説明のための刊行物発行を含めた各種広報活動

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げる財産をこの法人の基本財産とする。

(1) 特例民法法人の最終事業年度末の財産目録のうち基本財産の区分に記載された財産

(2) 公益法人の設立後基本財産として指定して寄附された財産

(3) 公益法人の設立後理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために適正な維持及び管理をしなければならない。

3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又はその全部若しくは一部を担保に提供する場合には、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議を得なければならない。但し、処分を行う前に評議員会へ報告を行うこととする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、理事長がこれを管理する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間

備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び新たな義務の負担等)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が第6条第3項及び前項に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し又は権利の放棄をしようとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目

的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の支給、総額及びその規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第19条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会を招集する。専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議で選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

3 前項の議事録は、評議員会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 理事長、専務理事以外の理事のうち、2 名を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第 3 項の常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表し、その業務を執行する。理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第 34 条 この法人は、役員一般の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 会長、顧問、参与及び名誉顧問

(会長、顧問及び参与)

第 35 条 この法人に、会長 1 名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 会長、顧問及び参与は、理事会の決議により理事長がこれを委嘱する。

3 会長、顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長は、この法人の業務全般につき、高い見地から理事長の諮問に応じ、又は理事長に助言を行う。

(2) 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

(3) 参与は、専門の事項について理事長の諮問に応ずる。

4 会長、顧問及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の会長、顧問及び参与に対しては、報酬を支給することができ、その額は理事会で定める。

6 会長、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉顧問)

第 36 条 この法人に、名誉顧問 36 名以内を置くことができる。

2 名誉顧問は、この法人に功労のあった者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉顧問は、この法人の業務全般について、理事長の相談に応じ、又は理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 名誉顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 8 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年度 2 回開催する。うち 1 回は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、1 回はその後 4 ヶ月を超える間隔で開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項、第 3 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号及び第 4 号後段による開催を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 41 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の互選により、理事会の議長を選出する。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録は、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 14 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 48 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長は理事長の推薦により理事会が選任する。それ以外の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 細則

(細則)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 特例民法法人の理事として就任している者は、特例民法法人の解散の登記の日の前日をもって任期満了とする。

4 公益法人の設立の登記の日におけるこの法人の理事は、次に掲げる者とする。
大庭雅志、貝塚啓明、行天豊雄、高松泰治、本田敬吉、麻崎秀人、渡辺喜宏

5 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
行天豊雄（理事長）、渡辺喜宏（専務理事）

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
伊藤隆敏、畔柳信雄、小島明、佐々木幹夫、田波耕治、福井俊彦、眞野輝彦、若月三喜雄、渡辺博史